

太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金のご案内

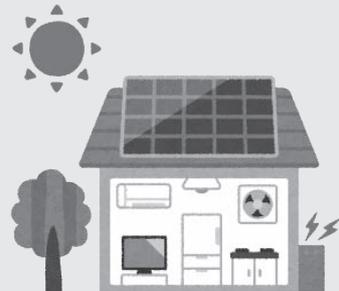
再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化の促進により、本町の脱炭素化を図るため、太陽光発電設備等を設置する方に補助金を支給します。

※予算の上限に達した時点で受付終了となります。

※受付は5月以降となります。

補助対象設備

- 太陽光発電設備（自己消費型）
- 蓄電池（太陽光発電設備と同時に設置すること）
- コージェネレーションシステム（エネファーム）



補助金額

●太陽光発電設備

上限：73.5万円（太陽光モジュールのJIS等に基づく公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値いずれか低い値が10kW未満であること）

●蓄電池

上限：47万円（価格の3分の1）

●コージェネレーションシステム

上限：30万円（価格の2分の1）

条件

- ・湯浅町に住所を有しその住所に居住している方、設置後に居住を予定している方
- ・事業着手（契約・工事着工）前であること
- ・設備の設置完了から60日を経過する日または、12月28日⑨のいずれか早い日までに実績報告できる方
- ・和歌山県が実施する説明会を受講した事業者によって設置されること
- ・同一の補助対象設備に対し、過去に和歌山県太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業補助金の交付を受けていない方

※補助対象設備ごとにその他条件がございますので、環境係までお問い合わせください。

狂犬病予防注射は必ず受けましょう！

狂犬病の予防注射は毎年一回飼い犬に受けさせることが法律で義務付けられています。

予防注射は動物病院でも受けることはできます。

また、5月には町内各所で集団予防注射を実施しますので、ぜひご活用ください。

集団予防注射実施日程は湯浅町に登録済の犬を飼っている方に後日郵送します。

